

「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」 に関する状況等について

平成24年4月
文部科学省
ライフサイエンス課

1. 「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」の作成経緯

- 国立私立大学や独立行政法人等においては、動物実験等が実施され、その結果に基づく研究成果が創出されてきた。
- 各大学等においては昭和62年文部省学術国際局通知等に基づき、動物実験委員会を設けるなどにより、動物実験が適正に実施されるよう努めてきた。
- 「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。)は、平成17年に改正され、第四十一条に動物実験について「3R※」の記載がなされた。
※代替法の利用 Replacement、使用数の削減 Reduction、苦痛の軽減 Refinement
- 平成18年4月、環境省において「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成18年環境省告示第88号)、平成18年6月、文部科学省において「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(以下「基本指針」という、平成18年文部科学省告示第71号)が策定された。

2. 動物実験に係る体制整備の状況等に関する調査の実施について

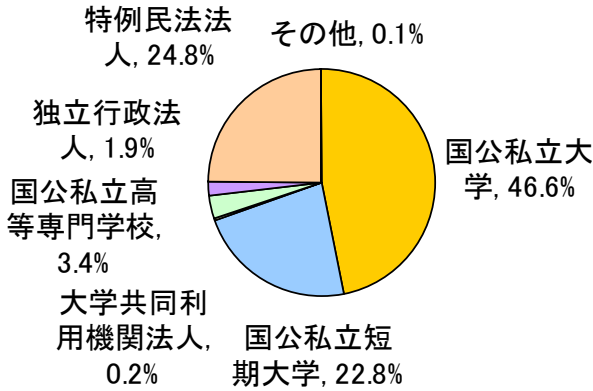
- 文部科学省において、基本指針に関して、研究機関等の長の責務とされている機関内規定の策定及び動物実験委員会の設置などについての対処状況を把握することを目的として、平成23年9月に調査を実施。
- その後、平成24年3月末までには、動物実験等を実施していると回答した全ての機関より、基本指針に基づく全ての対応を行っている旨の報告を受けた。(調査結果は、別紙参照)

3. 文部科学省の対応

- 平成 23 年度より、文部科学省の科学研究費助成事業及びライフサイエンスに関する政策課題対応型の競争的資金等の公募要領において、基本指針を含む関係法令又は指針等に違反した場合には、当該研究に関し研究資金の交付をしないことや交付を取り消すことがあるとされている。
- 今後、説明会の開催等を通じ基本指針の周知及び遵守の更なる徹底を実施予定。

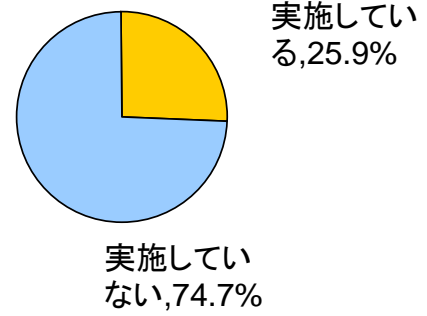
研究機関等における動物実験に係る体制整備の状況等に関する調査結果について

○調査対象の内訳 (総数=1,656)(平成23年9月現在)



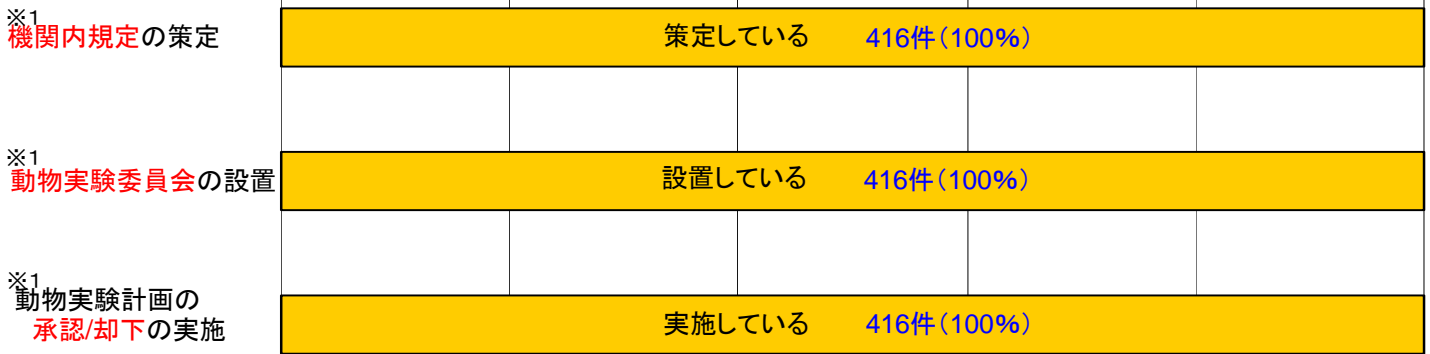
動物実験等を実施している機関

= 416機関 ※平成23年9月時点よりも10機関減

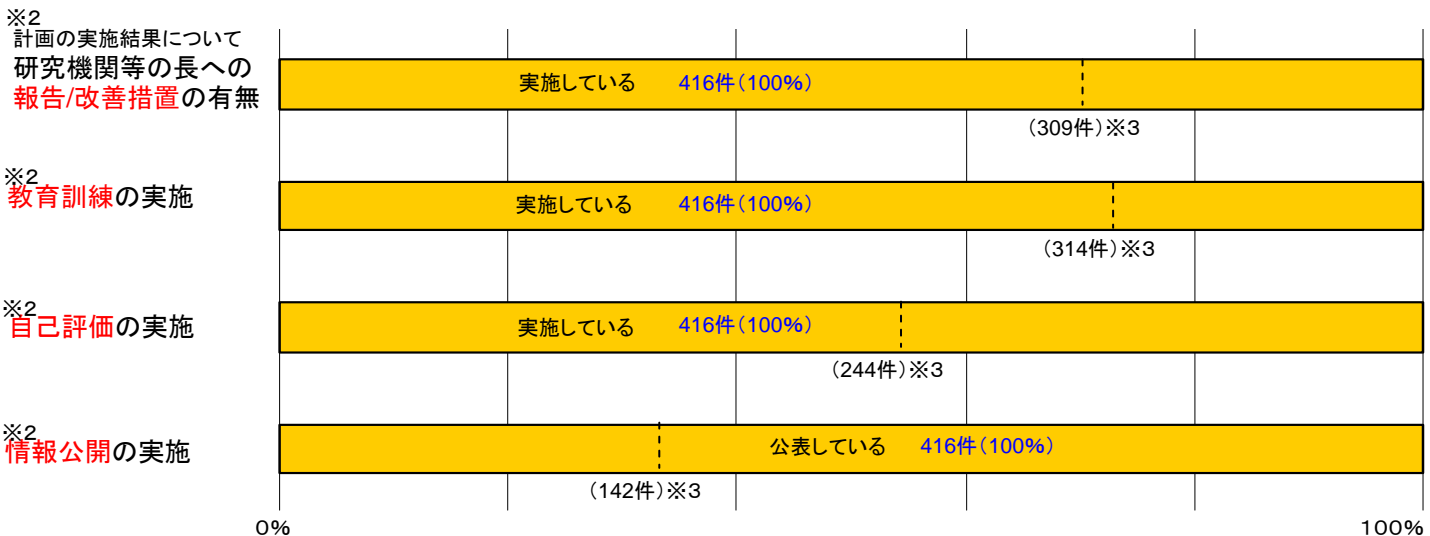


(対象機関数=426機関)

《動物実験に関する基本的な措置》



《動物実験のより良い実施のための措置》



※1 平成23年11月現在
※2 平成23年9月時点の調査結果に加え、平成24年4月2日時点のフォローアップ調査の回答より集計。
※3 括弧内の値は、平成23年9月時点の調査結果。